

今月のピックアップ

令和7年11月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ

社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ

【東京本社】 TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088

【埼玉支社】 TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811

【今月の担当:新井】



【被扶養者の認定における年間収入の取扱いについて】

社会保険上の被扶養者の認定について、現在は認定対象者の過去、現時点又は将来の収入見込み等から今後1年間の収入見込み等により判定されていますが、給与収入のみの方については、令和8年4月1日から、労働契約で定められた給与形態・所定労働時間・所定労働日数等に基づく賃金(給料のほか、諸手当や賞与も含む)から見込まれる年間収入により判定されることとされます。この取扱いは、各保険者(協会けんぽや健康保険組合等)に適用されます。

いわゆる「年収の壁(主に130万円の壁)」を意識して働く方が、労働時間を調整せざるを得ない就業調整問題を緩和するための措置とされています。

取扱いの適用開始日	● <u>認定日が令和8年4月1日以降となるものについて適用されます(※)。</u> ※ 4月1日より前に遡って認定する場合は、 <u>従来の取扱いにより判定される(=労働契約の内容による判定は行われない)</u> こととなります。
労働条件の明示・遵守が重要に	● <u>労働条件通知書や雇用契約書の添付及び認定対象者本人に給与収入のみである旨の申立て(※)を求めることにより確認することとなります。</u> したがって、 <u>労働条件通知書等に賃金等を明確に記載し、労使双方でその内容を遵守することが重要</u> となります。 《 被扶養者となっている従業員を雇用する場合 》 ・労働条件通知書等の整備の徹底が必要となります。 《 従業員の家族を新たに被扶養者とする場合 》 ・被扶養者認定を行う方(給与収入のみ)がいる場合、その方の勤務先の労働条件通知書等及び給与収入のみである旨の申立てを求める必要があります。 ・労働条件通知書等がない場合、従来どおり、勤務先から発行された収入証明書や課税(非課税)証明書等により年間収入を判定することとなります。 ※ 被扶養者(異動)届の「扶養に関する申立書」欄に認定対象者本人が記載する方法や、当該届の添付書類として認定対象者本人が作成した「給与収入のみである」旨の申立書を添付する方法等により対応する形となります。
臨時収入の取扱い	● 被扶養者の認定段階で想定されなかった臨時収入(※1)により、結果的に年間収入が130万円以上(一定の場合には、180万円以上又は150万円以上)の場合であっても、臨時収入が社会通念上妥当である範囲(※2)に留まる場合には、これを理由として被扶養者としての取扱いを変更する必要はないこととされています。 ※1 臨時収入により、 <u>実際の年間収入が基準額を大きく上回り、労働契約に記載される賃金を不当に低く記載していたことが判明した場合は、被扶養者に該当しないものとして取り扱われます。</u> ※2 具体的な上限額は明示されておらず、各保険者の判断により決定されます。
時間外労働に対する賃金の取扱い	● 労働条件通知書等に明確な規定がなく、契約段階では見込みが難しい時間外労働に対する賃金は、扶養認定時点で時間外労働が発生していたとしても、当年度においては「 <u>一時的な収入変動</u> 」とみなし、原則として年間収入には含まれません。
給与収入以外の収入の取扱い	● 給与収入以外に他の収入(年金収入、事業収入、不動産収入、雇用保険の失業給付等)がある場合、この取扱いは適用されず、 <u>従来の取扱い(=労働契約の内容による判定は行われない)</u> となります。

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。